

組合員への不利益を許さない！

申第10号に対する窓口による会社回答

10月26日、申第10号「出向社員への説明責任に関する申し入れ」に対する会社からの窓口回答がありました。

新幹線関西地本の3名の組合員が、会社の「就労条件通知書」による説明責任の問題と、「出向者とJR東海」、「(株)関西新幹線サービックとJR東海」との関わりが不十分かつ不適切であった問題で重大な不利益を受けました。これについて新幹線関西地本と本部は会社に対して申し入れを行い労使協議を求めました。しかし会社は本部に対して労使協議を開催せず、窓口のみの回答としました。

本部は、このような労働組合軽視の会社姿勢に対して厳重に抗議しました。

申第10号(9月23日申し入れ)

「出向社員への説明責任」に関する申し入れ

8月23日、(株)関西新幹線サービックに出向しているJR東海労新幹線関西地本の3名の組合員の労働条件について、JR東海労新幹線関西地本と(株)関西新幹線サービックが団体交渉を開催した。

団体交渉の中で、「勤務種別や業務内容等の労働条件を丁寧に説明し、通勤時間、健康状態も考慮し、本人の承諾を得た社員のみを夜勤指定して下さい」の組合側申し入れに対し、(株)関西新幹線サービックは「説明は出向元であるJR東海が行うことであり、当社にお話し頂くことではないが、本人への説明は適切に行われていると聞いている」との回答があった。しかし、3名の組合員は、出向元であるJR東海から「就労条件通知書」を受け取って以降、勤務種別や業務内容等の十分な説明はなく、7月の勤務表を見て初めて夜勤が指定されている事実を知った。又、組合員の1人は、鳥飼車両基地から自宅まで往復約4時間も要する遠距離通勤を強いられ、別の組合員は、事前に健康状態に問題があり夜勤指定を外すよう関西支社伊吹課長代理に申し入れていたにもかかわらず、いっさい考慮されず夜勤指定とされた。

3名の組合員に対する「就労条件通知書」における会社の説明責任に問題があり、更に「出向者とJR東海」、「(株)関西新幹線サービックとJR東海」との関わりが不十分であり不適切であったことが今回の重大な事態を発生させた。従って、下記の通り申し入れるので、速やかに労使協議を行うこと。

記

1. 今回、3名の組合員に対する「就労条件通知書における事前説明」及び「面談内容、面談回数」を時系列で詳細に明らかにすること。
2. J R東海から出向会社への出向者についての情報は、何に基づいて行っているのか明らかにすること。
3. (株)関西新幹線サービックは「勤務種別や業務内容等の労働条件の説明は出向元であるJ R東海が行うことであり、本人への説明は適切に行われている」との回答に対し、会社の見解を明らかにすること。
4. 今回2名の組合員が、健康状態に問題があり産業医の判断で夜勤から日勤勤務に変更になった。会社は本人との面談等で、あらかじめ健康上の問題や不安等を把握しないのか明らかにすること。
5. 1人の組合員は、事前に関西支社伊吹課長代理に夜勤勤務から外すように申し出た。会社は、関西新幹線サービックに対し本人の申告を事前に伝えたのか明らかにすること。
6. 今回、1人の組合員の遠距離通勤を勘案し、関西新幹線サービックは夜勤勤務から日勤勤務に変更した。会社は事前に、本人の生活環境（遠距離通勤等）の特性を伝えたのか明らかにすること。
7. 1人の組合員が、現場管理者に対して「就労条件通知書」における年間休日数の違いなどの説明を求めたが答えることが出来なかった。その理由と根拠を明らかにすること。
8. 今回の出向先における勤務形態の変更は、「出向者とJ R東海」「(株)関西新幹線サービックとJ R東海」との関わりが不十分であり不適切であったことが最大の理由と考える。会社の見解を明らかにすること。
9. 今回の出向先における勤務形態の変更は、出向元であるJ R東海の責任であり、(株)関西新幹線サービックに多大な迷惑をお掛けしたと考える。(株)関西新幹線サービックに対し、直ちに謝罪すること。
10. 今回、J R東海労新幹線関西地本の3名の組合員に対し、(株)関西新幹線サービックが一方的な夜勤指定をしたことは、出向元であるJ R東海の出向者に対する無責任な行動から起きたことが原因である。本人と家族に対し、

【回答】

労使協議は団交等事項ではないため、幹事間において回答する。

1. 個別のことであり、地方と支社においてやり取りがされている。
2. 必要に応じて適切に情報を提供している。
3. 出向の際には出向者は元々の当社との労働契約に加え、一部について出向先企業との間でも労働契約を締結することとなる。この部分について就労条件の明示が必要となるため、新規出向の際には便宜上当社がこれを変わって行っている。
4. 健康上の不安があれば申し出られたい。
- 5～10. 個別の話であり、地方で対応済である。

主なやり取り

組合：労使の協議を行わないことは対立であり組合軽視である。抗議する。

組合：回答されていない項目がある。

会社：個別のことであり、地方においてやり取りがされている。

組合：新規で出向された方たちが、実際に出向先に行ったら会社に報告していた条件が全く聞き入れられていなかった。出向会社との団交で確認したところ、出向会社はその条件を知らされていなかった。また、説明は出向元であるJR東海が行うことであると言っている。このようなことがあったのだから、真摯にきちんと回答すべきではないか。納得できない。

会社：個別のことであり、地方において説明されている。

組合：対立である。抗議する。

以 上